

カワゼンゴ保護推進指針

1 保護の目標

本種はセリ科の維管束植物で、紀伊半島南部の本県、三重県、和歌山県のみの特産種である。川岸の岩場に生育する溪流沿いの植物で、草丈が 100cm 程度にもなる大型の草本である。イヌトウキに外見が似ているが、葉の表面は濃い緑色で光沢があり、小葉の中肋上に毛がある。果実は楕円形で、基部が凹入しない。やや湿った岩の割れ目の、増水時には流水に洗われる環境に生育しており、個体数は少ない。もともと稀産であるが、近年、シカによる食害で個体が貧弱になるだけでなく、確認できる個体数も激減している。

このようなことから、生育地ではニホンジカによる食害の防止策を講ずることにより、引き続き生育環境の維持を図り、安定的に存続できる状態になることを目標として保護施策を検討する。

このようなことから、本種の生育状況等の把握を行い、その結果等を踏まえて、生育環境の保全等を図ることにより、本種が自然状態で安定的に存続できる状態になることを目標として保護施策を推進する。

2 保護の推進に関する方針

(1) 生育状況等の把握・モニタリング

本種の保護施策を適切かつ効果的に実施するため、現在把握している生育地において、生育箇所数、個体数の現状及び増減、生育地及びその周辺の植生の遷移等、本種の生育状況並びに生育環境等に関する調査を継続的に行う。あわせて、本種の希少になった要因が、ニホンジカによる食害の影響であることを踏まえ、生息地及びその周辺のニホンジカの生息状況等に関する調査を継続的に行うとともに、これらに関する情報の蓄積を行う。

また、他県、研究機関若しくは保護活動団体の調査研究成果及び前述の調査結果を踏まえ、本種の生物学的特性の解明、本種を取り巻く生態系の構造の解明、個体群の維持に影響を及ぼすおそれのある要因及びその現状の把握に努める。

(2) 生育地における生育環境の保全

本種の自然状態での安定した存続のためには、生育地の溪流沿いの環境や生育環境を同じくする他の溪流植物等、本種を取り巻く生態系全体を良好な状態に保つことが必要である。また、特に、生育地へのニホンジカの侵入を防ぐことが必要である。

このため、本種の生物学的及び生態学的特性を十分に考慮して、生育環境の維持・改善のための適切かつ効果的な取組を検討する。

(3) 普及啓発の推進

本種の保護施策を実効あるものとするためには、関係行政機関、県民、旅行者及

び滞在者等に対し、本種の生育状況、生物学的特性、保護の必要性及び保護に対する取組の実施状況等に関する普及啓発を推進し、本種の保護に関する配慮と協力を幅広く働きかける。特に、本種の希少になった要因にニホンジカによる食害等があることを、県民に周知するよう努める。

また、民間団体や関係機関等の協力を得て、本種及び本種の保護に理解を深めるための学習会の開催等の取組を行い、生育地及びその周辺地域における自主的な保全活動の展開が図られるよう努める。

ただし、本種の希少性に目を付けた業者やマニアによる販売・鑑賞目的の採取も憂慮されることから、必要に応じて、具体的な生育地情報については保護上非公開とする。

なお、これらの取組については、本種の生態等に関する専門的知識を有する希少野生動植物保護専門員、本種の保護に関わる保護活動団体等の協力を得て進めるものとする。

3 保護の推進に関する重要事項

本種の生育地は限定され、個体数も著しく少ない状況にあるため、主要な生育地においては、希少野生動植物保護巡視員又は巡視団体による巡視を行う等、採取防止のための措置を講ずる。

また、本種の保護施策の実施に当たっては、生育地を管理する管理主体、関係行政機関、保護活動の主体となる地元有識者、地元保護活動団体などのほか、専門的な立場から必要な啓発・調査・助言等を行う希少野生動植物保護専門員、生育地を巡視しその採取等を防止する希少野生動植物保護巡視員又は巡視団体との連携を図る。